

条文番号	項目	都ファ案の骨子
前文	前文(制定趣旨)	都議会自民党の政治資金規正法違反に係る虚偽記載による政治不信や信頼回復を明記。議会全体の責任感を強く打ち出す。
1条	目的	都議会の政治倫理の確立のために、倫理規準等を定め、都民の信託に応え、清潔で民主的な都政の発展に寄与。
2条	責務	都民福祉の向上、倫理規準遵守、都民への説明責任を明記。都民に対しても、議員に働きかけをすることを禁止する旨も記載
3条	政治倫理規準	法令遵守に加え、8項目にわたる具体的な倫理規準を列記。裏金防止、会計帳簿や証拠書類の整備、繰越金の裏付けとなる資料保存、都民に重大な疑念を持たれた際の政治的責任や説明責任を明示。さらに、連座責任を明記。
4条	審査請求権	議員4分の1以上(2会派以上)、また、都民による直接請求として、有権者50分の1以上の請求も可能とする
5条	審査会構成	有識者過半6+議員5。委員長は有識者とする。議員の自浄作用に頼らず、識者優位の設計。
7条～10条	審査会の運営 審査結果の公表	審査会3分の2の賛成で、被審査議員に対する、陳謝、関連資料の提出、議会活動の自粛、辞職勧告等を明記。被審査議員の名誉回復の手続も整備。審査会は、原則公開として、都民への透明性を高める
13条	見直し規定	約4年ごとの見直しを明記。裏金以外のハラスメントなど、今回盛り込めなかった政治倫理について、見直しが必要不可欠。条例や制度の形骸化防止に向けて、定期的な見直しを義務付け

東京都議会議員の政治倫理に関する条例（仮称）

東京都議会議員は、都民の厳粛な信託を受け、都民福祉の向上と都政の健全な発展に寄与するという重大な責務を担っている。この責務を全うするためには、東京都議会議員としてふさわしい高い倫理観と深い識見を備え、公正かつ誠実な政治活動を行わなければならない。

近年、東京都議会自由民主党において政治資金規正法違反に係る虚偽記載が明らかとなり、都民・国民の政治不信が一層高まっている。こうした事態は、議会全体に対する信頼を著しく損なうものである。

東京都議会は、議員一人一人がその職責の重さを自覚し、都民に対して議員としての責務と遵守すべき政治倫理規準を明らかにするとともに、政治倫理の確立を通じて都民との信頼関係を再構築することを強く決意し、ここに、この条例を制定する。

（目的）

第一条 この条例は、東京都議会（以下「議会」という。）における政治倫理確立のため、東京都議会議員（以下「議員」という。）の責務、遵守すべき政治倫理規準等を定めることにより、議会の秩序及び名誉を守り、都民の厳粛な信託に応え、もって清潔で民主的な都政の発展に寄与することを目的とする。

（責務）

第二条 議員は、都民の負託に応えるため、絶えず都民全体の利益を擁護するよう行動しなければならない。

2 議員は、高い倫理的義務が課せられていることを自覚し、その言動が都民及び都政に与える影響に鑑み、自らを厳しく律するとともに、都民の代表として良心及び責任感を持って、議員の品位を保持し、識見を養うよう努めなければならない。

3 議員は、政治倫理に関し、政治的又は道義的批判を受けたときは、真摯かつ誠実に事実を解明し、その責任を進んで明確にする義務を負うものとする。

4 都民は、議員に対し、その権限又は地位の影響力を不正に行使させる

ような働きかけをしてはならない。

(政治倫理規準)

第三条 議員は、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)、公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)、政治資金規正法(昭和二十三年法律第百九十四号)その他の法令等(以下「法令等」という。)とともに、次に掲げる政治倫理規準を遵守して行動しなければならない。

一 議員の品位又は名誉を損なう行為により、都民の議会に対する信頼を損ねてはならないこと。

二 権限の濫用又は地位の不当な利用により、自己又は特定の者の利益を図ってはならないこと。

三 公正を疑われるような金品の授受を行ってはならないこと。

四 自己又は特定の者に有利となるよう、国若しくは地方公共団体の契約又は処分等に不当な働きかけをしてはならないこと。

五 公務員又は関係団体の職員に対し、影響力を不当に及ぼすなどして、公正な職務の執行を妨げてはならないこと。

六 道義的な批判を受けるような政治活動に関する寄附を受けてはならないこと、又は同様の寄附を資金管理団体に受けさせてはならないこと。

七 政治資金の管理に関して、次の事項を遵守すること。

イ 自らが代表者である政治団体の収支について、全てを漏れなく真実に即して記録し、法令に従って報告すること。

ロ 収支報告書に記載されない、公正を疑われるような金銭があってはならないこと。

ハ 収支報告書の記載と実際の政治資金が一致するよう、会計帳簿や証拠書類を整備すること。

ニ 会計帳簿と異なる政治資金の実態を放置してはならないこと。

ホ 収支報告書に繰越額を計上する際は、法令に従って、裏付けとなる資料を保存すること。

八 政治資金の管理・支出について審査会から説明を求められたときは、誠実に資料を提出し、説明すること。

- 2 自らが代表者である政治団体の会計責任者若しくは会計責任者の職務を補佐する者又は自身の出納責任者が、収支報告書へ記載すべき事項の不記載又は虚偽の記入その他の不正な会計処理を行い、都民に重大な疑念を与えた場合は、その監督をすべき議員本人も、政治的及び道義的責任を負うものとする。ただし、議員が、これを防止するため相当の注意を怠らなかったときは、この限りでない。
- 3 議員は、刑事責任を負わない場合であっても、法令違反の疑い又は都民に重大な疑念を与える行為があった場合は、政治的及び道義的責任を負う。

(審査の請求)

第四条 議員は、法令等又は前条第一項各号に掲げる政治倫理規準(以下単に「政治倫理規準」という。)のいずれかに反する疑いがあると認められる議員(以下「請求対象議員」という。)があるときは、議員の定数の四分の一以上で、かつ、二以上の会派(所属議員が一人の場合を含む。)の議員の連署により東京都議会議長(以下「議長」という。)に審査を請求することができる。

- 2 請求対象議員の選出の選挙区において選挙権を有する都民は、請求対象議員があるときは、その総数の五十分の一以上の署名により、議長に審査を請求することができる。
- 3 前二項の審査の請求は、理由を明らかにした文書をもって行うものとする。

(審査会の設置等)

第五条 議長は、前条に規定する審査の請求があったときは、これを審査するため、議会運営委員会の意見を聴いて、東京都議会議員政治倫理審査会(以下「審査会」という。)を設置する。

- 2 審査会は、次に掲げる者につき、議長が任命する委員十一人以内をもって組織する。
 - 一 公正かつ中立の立場で職務を遂行することができる学識経験を有する者(議員でないものに限る。)(以下「学識経験者」という。)

六人以内

二 各会派から推薦を受けた議員 五人以内

- 3 前項の規定にかかわらず、議会運営委員会が特に必要と認めたときは、審査会は、議長が任命する学識経験者十一人以内をもって組織する。
- 4 委員の任期は、当該審査が終了するまでとする。
- 5 審査会に、委員長及び副委員長を置く。
- 6 委員長は、委員（学識経験者に限る。）のうちから委員の互選により選任する。
- 7 副委員長は、委員のうちから委員の互選により選任する。
- 8 副委員長の数は、審査会がこれを定める。
- 9 第七条に規定するもののほか、審査会の運営に関し必要な事項を協議するため、審査会に打合会を置くことができる。

（委員長の職務代行）

第六条 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、副委員長が委員長の職務を行う。

- 2 委員長及び副委員長ともに事故があるときは、年長の委員が委員長の職務を行う。

（審査会の運営）

第七条 審査会の運営は、次に定めるところによるものとする。

- 一 審査会は、委員長が招集する。ただし、設置後最初に開かれる審査会は、議長が招集する。
- 二 審査会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。
- 三 審査会の議事は、委員長を除く出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 四 審査会は、審査の請求をされた議員（以下「被審査議員」という。）につき、法令等又は政治倫理規準のいずれかに反し、政治的又は道義的に責任があると認めた場合は、議長に対し、議場における被審査議

員の陳謝の勧告を求める審査の結果を答申するものとする。

五 前二号の定めにかかわらず、審査会は、出席委員の三分の二以上の多数による賛成がある場合は、前号の審査の結果に代えて、議長に対し、被審査議員の議会活動への出席若しくは参加の自粛の勧告、役職辞任の勧告又は議員辞職の勧告を求める審査の結果を答申することができる。

六 審査会は、前二号に定める審査の結果を答申しない場合で、被審査議員の名誉を回復する必要があると認めるときは、議長に対し被審査議員の名誉を回復するために必要と認める措置を講ずるよう求めるものとする。

七 審査会は、審査のため必要があるときは、審査の請求者、議員、被審査議員の関係者、請求理由に関わる当事者、学識経験を有する者等に対し、その出席を求め、意見若しくは事情を聴取し、又は報告を求めることができる。

八 被審査議員は、審査会から出席の要請があった場合は、出席し、誠実に答える義務を負う。審査会から質問書への書面回答又は資料提出の要請があった場合は、被審査議員は、回答又は提出をしないことに正当な理由があると認められる場合を除き、誠実にこれに応じる義務を負う。

九 被審査議員は、審査会に対し口頭又は文書により弁明することができる。

十 委員は、その職務を遂行するに当たっては、公正不偏の立場で、審査しなければならない。

十一 審査会の会議は、これを公開する。ただし、打合会は非公開とする。

十二 前号本文の規定にかかわらず、審査会が必要と認めるときは、これを公開しないことができる。

十三 審査会の委員又は委員であった者は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

十四 被審査議員以外の議員又は会派に対して、審査会から出席、質問への回答、資料提出等の要請があった場合は、その諾否について誠実

に回答する義務を負う。

- 2 前項に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、東京都議会委員会条例(昭和三十一年東京都条例第六十一号)の規定を準用する。この場合において、同条例の規定中「委員会」とあるのは、「審査会」と読み替えるものとする。

(議長への報告)

第八条 委員長は、審査の結果について議長に報告するものとする。

(審査の結果の通知及び公表)

第九条 議長は、前条の審査の結果(以下「審査結果」という。)の報告を受けたときは、議会運営委員会に報告するとともに、審査の請求をした者及び被審査議員に対して審査結果を通知し、次条第一項の規定による意見書の提出の有無を確認の上、審査結果を公表しなければならない。

(意見書の提出及び公表)

第十条 被審査議員は、前条の規定による通知を受けたときは、審査結果について、議長に対し意見書を提出することができる。

- 2 議長は、前項の規定による意見書の提出があったときは、審査結果の公表に当たり、意見書の全部又は概要を併せて公表するものとする。

(措置)

第十一条 議会は、審査結果の報告を受けたときは、議会運営委員会の協議を経て、審査会が必要と認める措置を講ずることができる。

- 2 議長は、前項の措置を講じたときは、これを公表しなければならない。
- 3 議長は、審査結果と異なる措置を講じたときは、前項の規定による公表において、異なることとなった理由を示さなければならない。

(委任)

第十二条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、議会運営委員会の意見を聴いて、議長が別に定める。

(見直し)

第十三条 議会は、社会情勢の変化及び議員活動の状況等を踏まえ、本条例の施行から概ね四年ごとに、本条例の内容について検討を加え、その結果に基づき必要な措置を講ずるものとする。

附 則

この条例は、令和七年〇月〇日から施行する。